

青森県報

第六百九十九号

令和五年
十二月十三日
(水曜日)

目次

告示

- 軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更……………(税務課) ……一
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所支援事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一
- 令和五年中小企業等労働条件実態調査の実施……………(労政・能力開発課) ……一
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……二
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……三
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(同) ……五
- 換地計画の決定……………(農村整備課) ……六
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(警察本部 会計課) ……六

告示

青森県告示第七百三十六号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったので、青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第九条の二

前段の規定により告示する。

令和五年十二月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更前	三愛オブリ東日本株式会社	大坪 弘明	八戸市大字十八日町四一の二	令和五・〇・一
変更後	児玉 維基	大坪 弘明		
区分名	株主	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日

青森県告示第七百三十七号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の二十四項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第二十一条の五の二十五第二号の規定により公示する。

令和五年十二月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害児通所支援事業者	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業の種類	廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	
社会福祉法人俊公会	八戸市石堂二丁目二四の六	放課後等デイサービス	令和五・二・三〇
		放課後等デイサービス	
		三沢市大津二丁目一二の三八五	

青森県告示第七百三十八号

令和五年中小企業等労働条件実態調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

令和五年十二月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 調査の目的
 県内の民間中小企業等の労働条件実態を明らかにし、安定した労使関係の構築のための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内に所在する民営の事業所

三 報告を求める事項及びその基準となる期日

1 報告を求める事項は、次に掲げる事項とする。

(一) 事業所の現状（事業内容、労働者数、外国人労働者の受入状況、労働組合の有無）

(二) 勤務制度・労働時間制度（勤務制度・労働時間制度の導入状況、非正規労働者の正規化、労働時間の把握方法）

(三) 休暇制度（年間休日数、年次有給休暇及びその他の有給休暇制度）

(四) 育児休業制度（就業規則等の定めの有無、利用実績、その他の育児支援のための制度）

(五) 子の看護休暇制度（就業規則等の定めの有無、利用実績）

(六) 介護休業制度（就業規則等の定めの有無、利用実績、その他の介護支援のための制度）

(七) 介護休暇制度（就業規則等の定めの有無、利用実績）

(八) 病気休業・病気休職制度（就業規則等の定めの有無、利用実績）
 (九) 働き方改革（働き方改革の認知度、必要性、取組状況、課題、必要な行政支援）

2 報告を求める基準となる期日は、令和五年十二月三十一日とする。

四 報告を求める者
 県内に所在する民営の事業所のうち産業分類別に無作為抽出した千事業所とする。

五 報告を求めるために用いる方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

六 報告を求める期間

令和六年一月一日から同月十九日までとする。

青森県告示第七百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和六年一月十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国道	二七九号	下北郡大間町大字大間字根田内一〇から 下北郡大間町大字大間字根田内八の三七四まで 下北郡大間町大字大間字根田内一〇から 下北郡大間町大字大間字根田内八の三七四まで 下北郡大間町大字大間字根田内一〇から 下北郡大間町大字大間字根田内八の三七四まで	前 後 前	一七・九〇メートルから 一七・九〇メートルまで 二五・三〇メートルから 二五・三〇メートルまで 二五・三〇メートルから 二五・三〇メートルまで 二五・三〇メートルから 二五・三〇メートルまで	七六六・二〇メートル 四二三・三〇メートル 四二三・三〇メートル 七六六・二〇メートル	

2	国 道	三三八号	下北郡大間町大字大間字根田内一〇から 下北郡大間町大字大間字根田内八の三七四まで	後	二五・三〇メートルから 二五・三〇メートルまで	四二三・三〇メートル 四二三・三〇メートル
---	-----	------	---	---	----------------------------	--------------------------

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十二月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変 更 日
コメリハード&グリーン藤崎常盤店・さとちよう常盤店 南津軽郡藤崎町大字榊字亀田一〇の二二外	コメリハード&グリーン藤崎常盤店・青森トリアル常盤店 南津軽郡藤崎町大字榊字亀田一〇の二二外	令和 五・三・二五

二 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 日
株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水四五〇一の 代表取締役 捧雄一郎	変更なし	

株式会社佐藤長 弘前市大字松森町九三 代表取締役 佐藤浩三	株式会社青森トリアル 福岡県福岡市東区多の津一丁目一 二の二 代表取締役 柏村昌弘	令和 五・三・二五
-------------------------------------	--	--------------

三 届出年月日

令和五年十一月二十八日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び藤崎町役場

2 期間

令和五年十二月十三日から令和六年四月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、藤崎町役場にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和六年四月十五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十二月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	佐藤長新町店 むつ市新町一二の一	変 更 後	青森トリアルむつ新町店 むつ市新町一二の一	変 更 年月日	令和 五・三・一
-------	---------------------	-------	--------------------------	------------	-------------

二 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社佐藤長 弘前市大字松森町九三 代表取締役 佐藤浩三	変 更 後	株式会社青森トリアル 福岡県福岡市東区多の津一丁目一 二の二 代表取締役 柏村昌弘	変 更 年月日	令和 五・三・一
-------	-------------------------------------	-------	--	------------	-------------

三 届出年月日

令和五年十一月二十八日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2 期間

令和五年十二月十三日から令和六年四月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

五 意見書の提出

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年四月十五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十二月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	佐藤長新宮店・薬王堂五所川原店 五所川原市字幾世森一七一の一 一九	変 更 後	青森トリアル五所川原新宮店・ 薬王堂五所川原店 五所川原市字幾世森一七一の一 一九	変 更 年月日	令和 五・〇・三
-------	---	-------	--	------------	-------------

二 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
株式会社佐藤長 弘前市大字松森町九三 代表取締役 佐藤浩三	株式会社青森トリアル 福岡県福岡市東区多の津二丁目一 二の二 代表取締役 柏村昌弘	令和 五・〇・三
株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 七の七 代表取締役 西郷辰弘	変更なし	

三 届出年月日

令和五年十一月二十八日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

2 期間

令和五年十二月十三日から令和六年四月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和六年四月十五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十二月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 板柳複合計画

北津軽郡板柳町大字三千石字二濁六の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社伊徳

秋田県大館市清水四丁目四の一五

代表取締役 塚本徹

2 株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七

代表取締役 西郷辰弘

三 板柳町の意見の概要

1 交通計画概要書によれば、交通量調査の実施を令和五年一月に行っているが、店舗前の国道三三九号バイパスが最も混雑する時期は、近傍に存在する津軽りんご市場への搬入車両が特に集中する十一月月上旬から中旬の夕刻の時間帯となっており、現況交通量の再調査が必要かと思われま

2 また、国道三三九号バイパス藤崎方面から店舗施設内に入場する右折車両等の交通処理について、当該店舗建設予定地の南側隣接地には弘前地区消防事務組合板柳消防署が存在することから、救急車両が出勤する際に支障が生じないよう、店舗進入車両のための右折レーン設置の必要性や、消防署車両出入口前での駐停

車禁止区域の設置について検討していただきたい。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び板柳町役場

2 期間

令和五年十二月十三日から令和六年一月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、板柳町役場にあつては、その執務時間内とする。

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、二股地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和五年十二月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年十二月十四日から令和六年一月十七日まで

三 縦覧の場所

今別町役場

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年十二月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 物品等の名称及び数量

男性警察官用冬制帽ほか 総数五千八百六十七点

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

指名競争入札

四 落札者を決定した日

令和五年十一月二十八日

五 落札者の名称及び住所

有限会社城栄産業
弘前市大字神田五丁目五の一

六 落札金額

四千四十五万五千三十円

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者

としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和五年十月十八日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭